

## 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を行っている方へ（お知らせ）

呉市特定不妊治療費助成事業の内容が改正されました。（助成拡充分）

●令和3年1月1日以降に終了した治療が対象です。

### 【助成拡充の内容】

	拡 充 前	拡 充 後
対 象 者	婚姻をしている夫婦（法律婚）	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻をしている夫婦（法律婚）</li> <li>事実婚関係にある夫婦（未届）</li> </ul>
所 得 制 限	夫婦合算の所得：730万円未満	撤廃
助 成 額	1回の治療につき A, B, D, E：15万円 （初回のみ30万円） C, F：7万5千円  *男性不妊治療（Cを除く）：15万円 （初回のみ30万円） (*特定不妊治療に併せて行った場合に限る)	1回の治療につき A, B, D, E： <u>30万円</u> C, F： <u>10万円</u>  *男性不妊治療（Cを除く）： <u>30万円</u> (*特定不妊治療に併せて行った場合に限る)
助 成 回 数	初めて助成を受ける際の治療開始日の妻の年齢（基準） ① 40歳未満：通算6回  ② 40歳以上43歳未満：通算3回	<u>1子ごと</u> 初めて助成を受ける際の治療開始日の妻の年齢（基準） ① 40歳未満：通算6回  ② 40歳以上43歳未満：通算3回

### 《留意事項》

※ 年齢要件（対象年齢）については変更ありません。

※ 所得制限については撤廃になりましたが、令和3年3月31日までの申請については、「\*令和2年度 所得課税証明書」の添付が必要となります。（\*同じものを提出済みの場合は省略可。）

※ 詳細については、【概要】「呉市特定不妊治療費助成事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」をご確認ください。